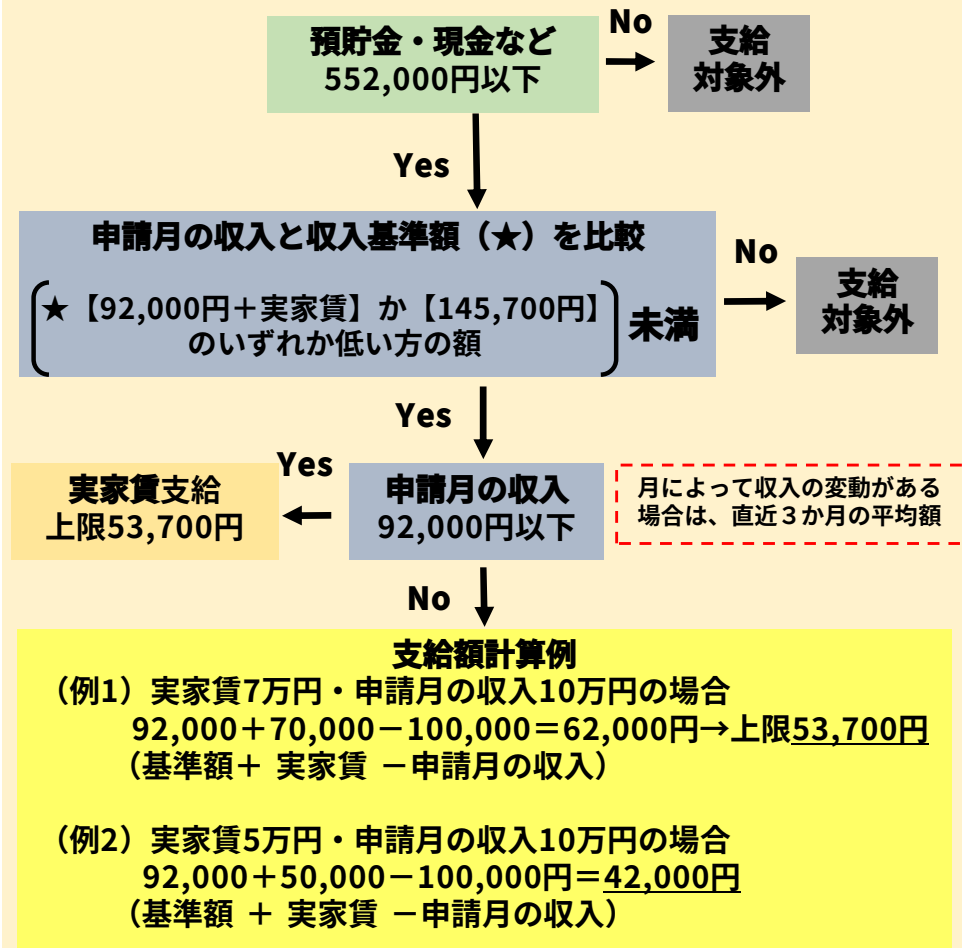
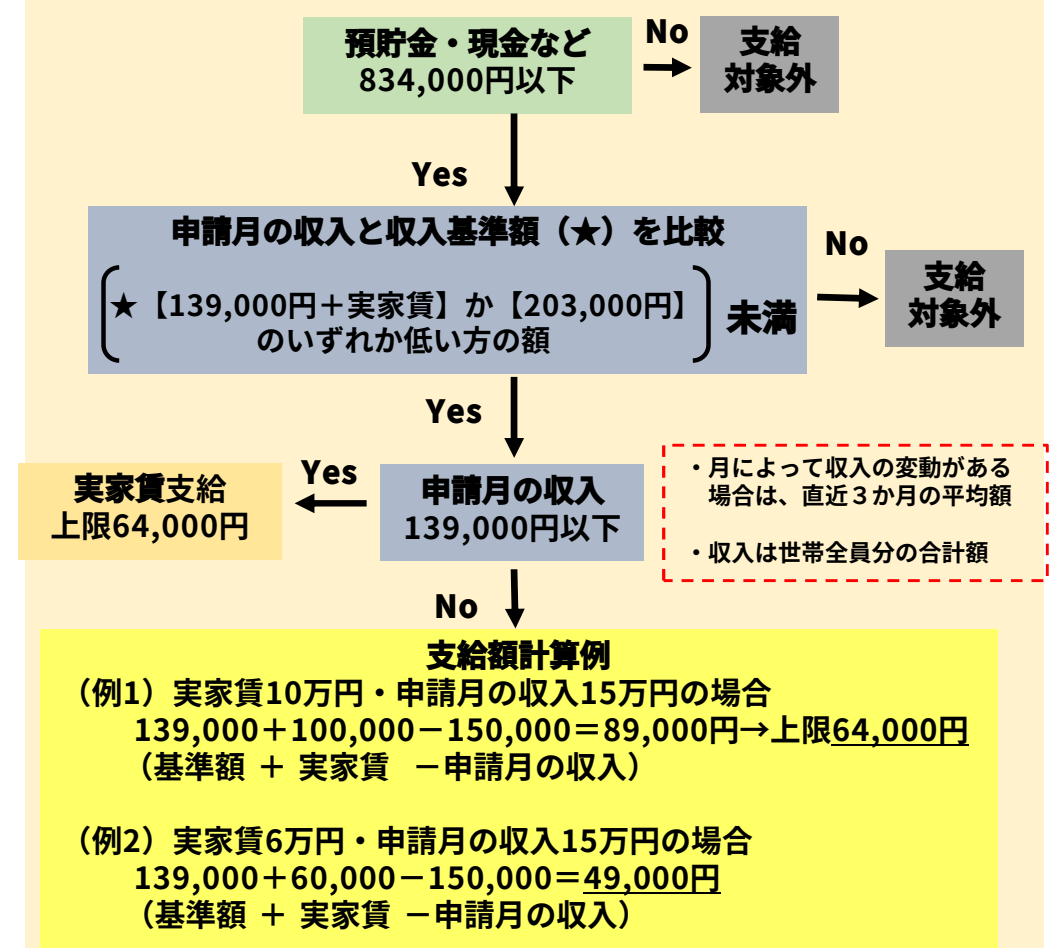


8 支給額計算例

単身世帯の場合（基準額92,000円）



二人世帯の場合（基準額139,000円）



※支給額は、貸主等に振り込みます。

※実家賃には、共益費・管理費・駐車場代等は含まれません。

※就労収入や公的給付（雇用保険の失業給付、公的年金等）、親族からの継続的な仕送りや借入は収入として算定されます。給与収入の場合は、社会保険料等控除前の総支給額から通勤手当を除いたもので、手取り額ではありません。自営業の場合は、売上から経費を引いた額です。児童扶養手当、児童育成手当や児童手当等、収入として算定されないものもあります。